【参考資料1】

三重県医療審議会運営要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、三重県医療審議会（以下「審議会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（組織）
第２条　審議会委員は、委員19人以内で組織する。

（委員）
第３条　委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び識見を有する者のうちから、知事が任命する。
２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）
第４条　審議会には、会長及び副会長をそれぞれ１名置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。

（会議）
第５条　審議会は、会長が召集し、会長が議長となる。
２　審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門委員）
第６条　専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、その事項につき審議会に専門委員10人以内を置くことができる。ただし、地域保健医療に関する専門委員等、会長が特に必要と認めるときは特に15人まで増員できるものとする。
２　専門委員は、識見を有する者のうちから、知事が任命する。

（部会）
第７条　審議会に必要な部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
３　部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
４　部会長は、会務を総理する。

５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから互選された者が、その職務を行う。
６　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の議決とすることができる。

（事務局）
第８条　審議会の事務局は、三重県医療保健部に置く。

（雑則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

（附則）
この要綱は、昭和61年12月18日から施行する。
（附則）
この要綱は、平成７年４月１日から施行する。
（附則）
この要綱は、平成12年４月１日から施行する。
（附則）
この要綱は、平成14年４月１日から施行する。
（附則）
この要綱は、平成16年７月１日から施行する。
（附則）
この要綱は、平成30年４月１日から施行する。
（附則）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。